

コスモス観音寺店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年12月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成21年8月6日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス観音寺店 観音寺市南町2丁目甲1840番1ほか
- 3 法第8条第1項の規定により観音寺市から聴取した意見の概要
 - (1) 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に留意した店舗運営を行うこと。
 - (2) 周辺住民から苦情や要望があった場合は店舗設置者として、その解決に向けて最善の努力をしていただきたい。また、騒音・照明(光害)等による環境対策に関しても特に配慮して欲しい。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課
縦覧期間	平成21年12月16日（水曜日）から平成22年1月18日（月曜日）まで